

新潟県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第37号

新潟県青少年健全育成審議会規則の一部を改正する規則

新潟県青少年健全育成審議会規則（昭和42年新潟県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>福祉保健部こども家庭課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>福祉保健部子ども家庭課</u> において処理する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。